

別表六（その一）

1 用途等

この明細書は、政令第9条の7第25項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その1）の明細書に添付してください。

なお、①、④及び⑤の各欄の上段は政令第9条の7第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第2項の規定による読替え後の政令第9条の7第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。

2 「法人名」

法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。

3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」

この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式（その1）の⑰の欄の金額を記載します。

	<p>4 「当該法人の調整国外所得金額②」</p> <p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額</p> <p>(2) 外国法人 法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額</p>	<p>①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。</p>
<p>別表六(その二)</p> <p>1 用途等</p>	<p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第25項及び第48条の13第26項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表6(その1)に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。</p> <p>(イ) 「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第2項の規定による読替後の政令第9条の7第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(ロ) 「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第2項の規定による読替後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p>	
<p>2 「法人名」</p>	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
<p>3 「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」</p>	<p>この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度の第7号の2様式(その2)の⑱の欄の金額を記載します。</p>	
<p>4 「当該法人の調整国外所得金額②」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第69条又は租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の16の欄の金額</p> <p>(2) 外国法人 法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額</p>	<p>①の欄の金額に係る事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。</p>